

お住まいのリフォームなどをお考えの方へ



「住宅リフォーム促進事業」をご利用ください

昨年度に引き続き、経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業を平成18年度も実施します。

「お風呂や台所を改造したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れる屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんのが、お家の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、助成金（商品券）を交付します。

この「住宅リフォーム促進事業」により、町内の建築産業や商業関係への民間需要を呼び起こし、緊急経済対策として個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

平成17年度 リフォーム実施例



▲Aさん宅の台所：リフォーム前



▲Aさん宅の台所：リフォーム後

【工事内容】	【前提条件】	【対象工事】	【対象住宅】
次のいずれかに該当するもの	・町内に本社を有する法人か個人	自らが所有し、居住している住宅。共同住宅等は専有部分のみ対象。（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）	自らが所有し、居住している住宅。共同住宅等は専有部分のみ対象。（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）
①老朽化、災害等による住宅の修繕・改修・補修の工事	・施工業者を利用	④対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事	④対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
②住宅の模様替えのための工事	・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事	⑤日野祭を見るための桟敷窓の設置工事、または桟敷窓の設置を伴う板塀工事	⑤日野祭を見るための桟敷窓の設置工事、または桟敷窓の設置を伴う板塀工事
③便所・台所・浴室等の公共下水道関連工事（ただし、屋外工事は除く）	・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事	※千円未満切り捨て	※千円未満切り捨て

【申し込み資格】	【交付方法】	【助成金額】	【申請期間】
次の要件をすべて満たす方	町が指定する商品券で交付	最高10万円（対象工事費の10%）	平成18年5月8日（月）から5月26日（金）まで

◆問い合わせ先	【交付申請】	【事前相談（申し込み）】	【申込込み期間】
商工観光課 商工観光担当 ☎ 6562 有線⑤8965	申請書を提出いただきます。交付申請書の提出後に、適当と認められた場合には交付決定を行います。工事は、交付決定後に着手し、年度内（平成19年3月31日まで）に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできませんので、ご了承ください。	申請書を提出いただきます。交付申請書の提出後に、適当と認められた場合には交付決定を行います。工事は、交付決定後に着手し、年度内（平成19年3月31日まで）に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできませんので、ご了承ください。	平成18年5月8日（月）から5月26日（金）まで

④町税や町の各種融資の償還に滞納がない方	⑤過去にこの事業の助成を受けたことがない方（住宅を含む）
----------------------	------------------------------